

企業行動規範

2021 年 8 月制定
株式会社ニューシステムズテクノロジー

企業活動を展開していくにあたって、社会的規範を遵守し、高い倫理観をもって公正に行動するという観点から、役員および従業員の基本的な行動の規範を定めたものです。

1. 法令の遵守

法令遵守は企業が事業活動を行うにあたっての前提であるとともに、企業が最低限守るべき義務でもあることを認識し、あらゆる企業活動の場において、法令を遵守し、社会倫理に適合した良識ある活動を行います。

2. 人権の尊重

- (1) 企業活動に関係する社内外の人々の人権を尊重し、直接的な人権侵害のみならず、間接的な影響にも配慮します。
- (2) 人種・民族・宗教・国籍・社会的身分・性別・年齢・障がいの有無などによる、差別はしません。
- (3) 児童労働や不当な労働条件下での労働（強制労働など）を認めず、ハラスメントなど、非人道的な行為や言動を行いません。

3. 環境への対応

- (1) 環境への負荷をできる限り削減するような事業活動を行うことが、環境と共存していくうえでの義務と認識し、省資源、資源の有効活用、省エネルギー化などを推進します。
- (2) 事業活動に必要な資源（設備、資材、機器など）については、地球環境や従業員への影響が少ないものを選択し、調達するように努めます。

4. 従業員の就業環境整備

- (1) 従業員を重要なステークホルダーと捉え、職場環境の整備や、公平な評価・処遇をはじめとする対応を行い、従業員と共に企業の成長を図ります。
- (2) 従業員が仕事を通じて自己の能力を存分に発揮し、職場を自己実現の場と感ずることができるよう、安全で働きやすい職場環境を整えます。

5. 取引先との相互発展

- (1) 取引先とは、公平・公正な取引ルールを尊重し、契約などに従って誠実に行動するとともに、安全、環境、資源保護、人権などへ適切に配慮することで信頼関係を確立し、相互の発展を図ります。
- (2) 品質、価格、納期の安定と適正化を図った活動を行い、談合・価格調整・優越的地位の濫用などの不正な取引については、徹底して排除します。
- (3) 取引先に関わる機密情報・知的財産・資産などを適正に管理し、保護します。
- (4) 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、一切の関係を持ちません。

6. 地域との共存

- (1) 地域における行事へ参画・寄付・賛助などにより、地域の健全な発展と快適で安全・安心な生活に資する活動に参加・協力し、地域との共存を目指します。
- (2) 地域との共存のために、災害・事故などに対する体制整備について取り組んでいきます。

以上